

# 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理

## 対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)

### Estimation of population for waste water purifier of buildings

#### 1. 適用範囲

この規格は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定する。

#### 2. 建築用途別処理対象人員算定基準

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。

#### 3. 特殊の建築用途の適用

- 3.1 特殊の建築用途の建築物又は定員未定の建築物については、表に準じて算定する。
- 3.2 同一建築物が2以上の異なった建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
- 3.3 2以上の建築物が共同で尿尿浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
- 3.4 学校その他で、特定の収容される人だけが移動することによって、2以上の異なった建築用途に使用する場合には、3.2及び3.3の適用加算又は建築物ごとの建築用途別処理対象人員を軽減することができる。

表「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」及び「処理対象人員 (n) 1人当たりの汚水量及びBOD量参考値」

類似用途別番号	建築用途	処理対象人員		1日の排水時間
		算定式	算定単位	
1	イ 公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	$n = 0.08A$	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (㎡)	公会堂・集会場 8 劇場・演芸場 10 映画館 12
	ロ 競輪場・競馬場・競艇場	$n = 16C$	n: 人員 (人) C (注1): 総便器数 (個)	
	ハ 観覧場・体育館	$n = 0.065A$	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (㎡)	
		処理対象人員 (n) 1人当たりの汚水量及びBOD量参考値 (注4) 水量負荷算定 (L/人・日) BOD量負荷算定 (g/人・日)		
		200	30	
		150	40	1 0
		155	40	1 5

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		処理対象者(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値(註4) BOD量負荷算定 (g/人・日)		1日の排水時間	
			算定式	算定単位	水量負荷算定 (L/人・日)	BOD量負荷算定 (g/人・日)		
2	イ	住宅	A ≤ 130の場合	n = 5	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	200	1 2	
			130 < Aの場合	n = 7				
			台所が2ヶ所以上でかつ、浴室が2ヶ所以上の場合	n = 10				
	ロ	共同住宅	n = 0.05A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> ) ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は1戸当たりのnを3.5人又は2人(1戸が1居室(註2)だけで構成されている場合に限り。)とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とする。	200	40	1 2	
	ハ	下宿・寄宿舎	n = 0.07A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	200	28	8	
3	ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンパス宿舎・老人ホーム・養護施設		n = P	n:人員(人) P:定員(人)	200	40	8 (但し老人ホームA10)
			結婚式場又は宴会場をもつ場合	n = 0.15A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	200	40	
	イ	ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場をもたない場合	n = 0.075A	n:人員(人) R:客室数	400	40	1 0
	ロ	モーテル		n = 5R	n:人員(人)	200	30	
	ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家		n = P	n:人員(人) P:定員(人)	200	40	8
4	イ	病院・療養所・伝染病院 業務用厨房設備を設ける場合 業務用厨房設備を設けない場合	300床未満の場合	n = 8B	n:人員(人) B:ベッド数(床)	125	40	1 2
			300床以上の場合	n = 11.43(B-300)+2,400		113	36	
			300床未満の場合	n = 5B		200	30	
			300床以上の場合	n = 7.14(B-300)+1,500		182	27	
	ロ	診療所・医院		n = 0.19A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	130	40	8

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		処理対象人(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値(注4) BOD量負荷算定 (g/人・日)	1日の排水時間	
			算定式	算定単位			
5	イ	店舗・マーケット			200	8	
							店舗関係
	ロ	百貨店			200	30	
	ハ	飲食店	汚濁負荷の高い場合		180	40	8
	ニ	喫茶店			200	40	
	イ	玉突場・卓球場			200	30	8
ロ	パチンコ店			200	30	12	
							一般の場合
ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ			200	30	8	
							汚濁負荷の高い場合
ニ	デイスコ			200	30	6	
							汚濁負荷の低い場合
ホ	ゴルフ練習場			200	30		
							店舗関係
ヘ	ボウリング場			200	30		
							一般の場合
ト	バドミントン場			200	30	10	
							汚濁負荷の高い場合
チ	テニスコर्ट	ナイター設備を設ける場合		200	30		
							ナイター設備を設けない場合
リ	遊園地・海水浴場			150	40	7	
							店舗関係
ヌ	プール・スケート場			—	—	10	
							一般の場合

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		処理対象人(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値(注4)水量負荷算定(L/人・日)	BOD量負荷算定(g/人・日)	1日の排水時間
			算定式	算定単位			
6	娯楽施設	イベント	ル	n=0.56P P:収容人員(人)	125	40	8
			ワ	n=21H H:ホール数(ホール)	250	26	
7	駐車場関係	サービスエリア	イ	n=3.60P n=3.83P n=2.55P n=2.66P n=2.81P	135	40	12
			ロ	n=(20C+120U)÷8×t C:大便器数(個) U(注3):小便器数(個) t:単位便器当たり1日平均使用時間(時間) t:0.4~2.0			
			ハ	n=20 I:営業所当たり			
			イ	n=0.20P P:定員(人)			
			ロ	n=0.25P			
			ハ	n=0.08A A:延べ面積(m <sup>2</sup> )			
8	学校施設関係	高等学校・大学・各種学校	イ	n=0.20P	200	36	8
			ロ	n=0.25P	200	36	
		図書館	ハ	n=0.08A	200	30	5

類似用途別番号	建築用途				処理対象人員		処理対象人(n)1人当たりの汚水量及びBOD量参考値(注4)BOD量負荷算定(L/人・日)		1日の排水時間
	事務所関係	事務所	業務用厨房設備を設ける場合	算定式	算定単位	汚水量負荷算定(L/人・日)	BOD量負荷算定(g/人・日)		
9	イ	事務所	業務用厨房設備を設ける場合	n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	200	40	8	
			業務用厨房設備を設けない場合	n=0.06A					
10	イ	工場・作業所・研究所・試験所	業務用厨房設備を設ける場合	n=0.75P	n:人員(人) P:定員(人)	133	40	工場・作業所交代勤務無8 〃有12~24 研究所・試験所8	
			業務用厨房設備を設けない場合	n=0.30P					200
11	イ	市場		n=0.02A	n:人員(人) A:延べ面積(m <sup>2</sup> )	200	40	10	
				n=0.17A					200
	ハ	公衆便所		n=16C	n:人員(人) C(注1):総便器数(個)	—	—	—	8
				n=0.008P					
	ニ	駅・バス・タクシー・ミナ	P<100,000の場合	n=0.010P	n:人員(人) P:乗降客数(人/日)	—	—	—	始発~最終
			100,000≦P<200,000の場合	n=0.013P					
		200,000≦Pの場合							

\*1 大便器数、小便器数及び面用便器数を合計したた便器数。

\*2 居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

\*3 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね1/2を小便器とみなす。

\*4 処理対象人員1人あたりの汚水量及びBOD量は合併処理浄化槽に流入する場合に適用する。単独処理浄化槽の場合は一人当たり水量50ℓ、BOD量13gとする。